

社会福祉法人 白女林

役員等報酬規程

[目的]

第1条 この規程は、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

[報酬の支給]

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、業務形態に応じて報酬を支給する。また、法人業務を行うための旅費については、旅費規程に基づき、交通費・日当・宿泊料を別途支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。ただし、法人業務を行うための旅費については、旅費規程に基づき、交通費・日当・宿泊料を支給する。

[常勤役員等の報酬]

第3条 常勤役員等に対する報酬額は、下記のとおりとする。ただし、勤務状態に即して支給し、減額の場合もある。

- (1) 理事長・・・・無報酬
- (2) 理事・・・・勤務実態に即して
- (3) 監事・・・・無報酬
- (4) 評議員・・・・無報酬

2 理事の報酬額は、個別の契約書の定めるところによる。

[当法人職員給与との併給]

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

[報酬の支給方法]

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）とする。

[改廃]

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

[補則]

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 5年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年3月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。